

東京高裁経由 第 753 号

高等裁判所経由

新地裁総第 291 号

(組ろ-05)

平成 25 年 2 月 22 日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

新潟地方裁判所長 青 柳 勤

平成 24 年度の執行官事務の査察結果について

(平成 6 年 12 月 20 日付け民三第 454 号に基づく報告)

標記の査察結果については、下記のとおりです。

記

- 1 平成 24 年度執行官事務の全庁査察結果
別紙「査察結果報告」のとおり
- 2 平成 24 年度執行官事務の自庁査察結果
本庁及び各支部提出の「査察結果報告」のとおり



平成25年2月12日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 三 浦 隆 志

執行官事務査察の結果について（報告）

（平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告）

新潟地方裁判所本庁を対象とする標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 判事 三 浦 隆 志

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官	民事首席書記官	山 本	嘉
同	民事次席書記官	植 月	覚
同	民事訟廷管理官	渡 部	優
同	主任書記官	酒 井	達 弥
同	主任書記官	森 田	啓 裕
同	会計課長	中 村	浩 毅

3 被査察執行官の氏名

新潟地方裁判所執行官	西 方	清
同	後 藤	忠 賢（平成24年4月から担当）
同	宮 腰	義 人
同	松 枝	昭 治
同	中 原	太一郎（平成24年3月まで担当，平成24年4月からは填補）

同 戸川正明（平成24年3月まで担当）

4 査察の年月日及び場所

平成24年11月15日，新潟地方裁判所

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

査察事項及び結果

新潟地方裁判所本庁

平成24年度査察事項																					
重点査察事項 (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 (2) 事件の処理に関する事項 ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について イ 長期未済事件の事務処理状況について (3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項 (4) その他必要と認める事項 ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について イ 情報セキュリティの確保について																					
査察事項	査察結果																				
1 重点査察事項 (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項 (2) 事件の処理に関する事項	1 (1) 帳簿等の備付け及び使用に関する事項は、事件簿に一部記入漏れがあったほかは適正に処理されていた。保管物は、査察日現在無かった。 (2) 平成24年9月30日現在で各種事件の新受件数を昨年同期と比較した結果は、下表のとおりである。 <table><tr><th></th><th>23年</th><th>24年</th><th>増減</th><th></th></tr><tr><td>執イ</td><td>116件</td><td>82件</td><td>−34</td><td>→動産執行・動産競売</td></tr><tr><td>執ロ</td><td>62件</td><td>52件</td><td>−10</td><td>→引渡し・明渡し執行</td></tr><tr><td>執ハ</td><td>8件</td><td>8件</td><td>±0</td><td>→仮差押・仮処分執行</td></tr></table> ○ 執イ、執ロ、執ハ事件とも、債権者から着手日を指定された事件以外は、予納金の納付後1週間以内に執行に着手しているほか、手数料計算の誤り等もなく、適正に事務処理がなされていた。		23年	24年	増減		執イ	116件	82件	−34	→動産執行・動産競売	執ロ	62件	52件	−10	→引渡し・明渡し執行	執ハ	8件	8件	±0	→仮差押・仮処分執行
	23年	24年	増減																		
執イ	116件	82件	−34	→動産執行・動産競売																	
執ロ	62件	52件	−10	→引渡し・明渡し執行																	
執ハ	8件	8件	±0	→仮差押・仮処分執行																	

ア 現況調査の処理
状況（調査着手時
期及び報告書の提
出状況）について

ア 別添「現況調査処理状況調査表」のとおりである。

(ア) 平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した現況調査命令の受理件数は433件であり（ただし、うち9件については取下げ）、昨年と比較すると約2.5パーセント増加している。

(イ) 現況調査の着手時期については、約99パーセントの事件は受理後7日以内に着手しており、14日以内に着手した事件が5件あったが、現況調査の着手は極めて良好と言える。

(ウ) 現況調査報告書の提出状況については、提出済みの420件中の約92パーセントに当たる386件は期限内に提出されているほか、1ヶ月以内が約6パーセントに当たる25件あり、2ヶ月以内が6件、3ヶ月以内が2件、3ヶ月超が1件あった。期限後2ヶ月を超えるものは、執行事件記録を検討するに、いずれも提出までの期間に長期を要する相当な理由があると認められることから、概ね迅速に事務処理がなされている。

イ 長期未済事件の
事務処理状況につ
いて

イ 長期未済事件の事務処理状況

平成24年9月末日現在において、受理後1年を経過した長期未済事件は2件あり、その処理状況は以下のとおりである。

(ア) 平成14年（執ロ）第49号事件

本件は、平成14年4月16日に開始決定があった不動産強制管理（当庁平成14年（ヌ）第17号事件）についての管理人受任事件である。アパート2棟（入居可能部屋数計14室）から生じる賃料等の収益を対象としており、平成24年10月末日現在で入居者のいる部屋は計7室である。

直近の平成24年9月28日付け弁済金交付計算書によれば、配当実施期間6か月間（平成24年2月1日から平成24年7月末日まで）の収益金は[REDACTED]であり、費用や固定資産税等の滞納税を控除した弁済金交付に充てるべき額は[REDACTED]であるのに対し、申立債権者の債権額は[REDACTED]である。

本件物件に関しては、担保不動産競売が係属しており、本年12月の期間入札が予定されていることから、入札があれば来年1月にも終結する見込みである。（※平成25年1月31日付けで、弁済金交付により事件終了）

定期的に報告がされており、進行管理に問題はない。

ただし、弁済金交付計算書に職印のあるものとないものが混在しているので、統一した取扱いを行うよう指導した。

なお、物件の管理は、補助者である不動産会社に委託して行われている。

(イ) 平成21年（執ハ）第3号事件

本件は、平成21年5月12日に申立てがあったノート型パーソナルコンピューター等の執行官引渡、執行官保管等と内容とする占有移転禁止仮処分執行事件である。

申立債権者から定期的に進行状況についての上申書が提出されており、進行管理に問題はない。

なお、本案（当庁平成21年（ワ）第[]号事件）は係属中であり、担当書記官によれば、終局の見込みは立っていないとのことであった。

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊は、[]に適正に保管されている。保存及び廃棄事務については、遅滞はなく、適正に処理されている。

(4) その他必要と認める事項

ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について

(4)

ア 「執行官の使用車両の駐車禁止除外指定車標章取扱要領」

（平成18年7月19日付）に基づき、執行のため標章を携帯するときは執務鞆に入れて保管し、執務終了後又は休日等、標章を執務上の目的で使用する予定がないときは、[]

[]で保管しており、管理・使用状況は適正であった。

イ 情報セキュリティについて	イ 執行官室の各パソコンは、事件データを外付けハードディスク（USBメモリー）に格納して使用している。そのハードディスクを使用しているときはインターネット用のケーブルを外し、反対にインターネットケーブルが接続されているときは外付けハードディスクを外すなど、情報セキュリティ関連通達にしたがって適正に管理されていた。 非公表情報の持ち出しについては、現在のところない。
2 その他特記事項	2 現況調査報告書の提出が期限内に提出できないと見込まれるときは、執行裁判所へ提出期限の延長許可申請をするよう指導した。

現況調査処理状況調査表（平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した分）

（平成24年9月30日現在）

新潟地方裁判所本庁

執行官氏名	受理件数	現 況 調 査 の 着 手 時 期					現 況 調 査 報 告 書 の 提 出 状 況								取 下
		着 手 済				未着手	提 出 済					未 提 出			
		7 日 以 内	14 日 以 内	1箇月 以 内	1箇月 超		期限内	期限後 1箇月内	期限後 2箇月内	期限後 3箇月内	期限後 3箇月超	期限内	期限後		
戸川正明	62	61	0	0	0	0	61	0	0	0	0	0	0	1	
後藤忠賢	43	39	3	0	0	0	42	0	0	0	0	0	0	1	
中原太一郎	61	61	0	0	0	0	61	0	0	0	0	0	0	0	
宮腰義人	97	91	2	0	0	0	79	7	2	2	1	1	1	4	
松枝昭治	65	65	0	0	0	0	52	8	3	0	0	1	1	0	
西方 清	105	102	0	0	0	0	91	10	1	0	0	0	0	3	
合 計 件 数	433	419	5	0	0	0	386	25	0	2	1	2	2	9	
割 合 (%)		99%	1%	0%	0%	0%	91%	6%	1%	0%	0%	0%	0%		

- (注) 1 取下げ分については、着手の有無を問わず、すべて「取下」欄に記入する。
2 割合(%)は、「受理件数」欄の「合計件数」欄から「取下」欄の「合計件数」欄を減じた数値を母数とし、整数（小数点以下は四捨五入）で記入する。
3 「未着手」欄及び「未提出(期限後)」欄に計上した事件については、別添の現況調査処理状況報告書に所定事項を記入する。

平成25年2月12日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 大 竹 優 子

執行官事務査察の結果について（報告）

（平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告）

当庁三条支部を対象とする標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 判事 大 竹 優 子

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官 民事次席書記官 植 月 覚

同 主任書記官 酒 井 達 弥

同 会計課専門職 高 橋 喜代子

同 総括執行官 西 方 清

3 被査察執行官の氏名

三条支部執行官 中 原 太一郎（平成24年4月から担当）

同 松 枝 昭 治（平成24年3月まで担当）

4 査察の年月日及び場所

平成24年10月4日 新潟地方裁判所三条支部

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

査察事項及び結果

新潟地方裁判所三条支部

平成24年度査察事項

1 重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について

イ 長期未済事件の事務処理状況について

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(4) その他必要と認める事項

ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について

イ 情報セキュリティの確保について

査察事項

査察結果

1 重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

1

(1) 備付け及び記載内容とも適正であった。
なお、保管物はなかった。

(2) 9月30日現在で各種事件の新受件数を去年同期と比較した結果は、下表のとおりである。

	23年	24年	増減
執イ	16	10	-6
執ロ	6	17	+11
執ハ	0	1	+1

→動産執行・動産競売

→引渡し・明渡し執行

→仮差押・仮処分執行

○ 執イ、執ロ、執ハ事件とも、予納金が納められた後、早ければ当日か翌日、遅くとも2週間以内には執行に着手しており、順調に処理されていた。

ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）	ア 別添「現況調査処理状況調査表」のとおりである。 (ア) 平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した現況調査命令の総数は52件であり（ただし、1件については取下げ）、昨年 비해29件減となっている。 (イ) 現況調査の着手時期については、受理後7日以内に着手した事件の割合が全体の100パーセント（昨年は全体の94パーセント）であった。 (ウ) 現況調査報告書の提出状況については、提出済み件数50件中期限内に提出されているものが94パーセントと昨年より16パーセント上がっている。また、期限を2か月超えて提出された事件はなかった。 なお、9月30日現在、期限後未提出となっている事件はなかった。
イ 長期未済事件の事務処理状況 (3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	イ 受理後1年を超える未済事件はない。 (3) 帳簿及び記録等は、[REDACTED]に適正に保管されていた。
(4) その他必要と認める事項 ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について	(4) ア 「執行官の使用車両の駐車禁止除外指定車標章取扱要領」（平成18年7月19日付け）に基づき、執行のため標章を携帯するときは執務鞆に入れて保管し、執務終了後又は休日等、標章を執務上の目的で使用する予定がないときは、[REDACTED]で保管しており、管理及び使用の状況は適正であった。

イ 情報セキュリティについて 2 その他特記事項	イ 情報セキュリティに関する対策基準に基づいて事務処理されており、非公表情報持ち出し許可簿も備え付けられ、適正に管理されていた。 2 特になし
--	---

現況調査処理状況調査表（平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した分）

（平成24年9月30日現在）

新潟地方裁判所三条支部

執行官氏名	受理件数	現 況 調 査 の 着 手 時 期					現 況 調 査 報 告 書 の 提 出 状 況								取 下
		着 手 済				未着手	提 出 済					未 提 出			
		7 日 以 内	14 日 以 内	1箇月 以 内	1箇月 超		期限内	期限後 1箇月内	期限後 2箇月内	期限後 3箇月内	期限後 3箇月超	期限内	期限後		
松枝 昭治	30	29	0	0	0	0	27	1	1	0	0	0	0	1	
中原 太一郎	22	22	0	0	0	0	20	1	0	0	0	1	0	0	
合 計 件 数	52	51	0	0	0	0	47	2	1	0	0	1	0	1	
割 合 (%)		100%	0%	0%	0%	0%	92%	4%	2%	0%	0%	2%	0%		

- (注) 1 取下げ分については、着手の有無を問わず、すべて「取下」欄に記入する。
2 割合(%)は、「受理件数」欄の「合計件数」欄から「取下」欄の「合計件数」欄を減じた数値を母数とし、整数（小数点以下は四捨五入）で記入する。
3 「未着手」欄及び「未提出(期限後)」欄に計上した事件については、別添の現況調査処理状況報告書に所定事項を記入する。

平成25年2月12日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 三 浦 隆 志

執行官事務査察の結果について（報告）

（平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告）

当庁新発田支部を対象とする標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 判事 三 浦 隆 志

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官 民事首席書記官 山 本 嘉

同 主任書記官 森 田 啓 裕

同 会計課課長補佐 佐 藤 政 博

同 総括執行官 西 方 清

3 被査察執行官の氏名

新発田支部執行官 宮 腰 義 人（平成24年3月まで担当）

同 後 藤 忠 賢（平成24年4月から担当）

4 査察の年月日及び場所

平成24年11月13日 新潟地方裁判所新発田支部

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

査察事項及び結果

新潟地方裁判所新発田支部

平成24年度査察事項

重点査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項
 - ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について
 - イ 長期未済事件の事務処理状況について
- (3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (4) その他必要と認める事項
 - ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について
 - イ 情報セキュリティの確保について

査察事項

査察結果

- 1 重点査察事項
 - (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
 - (2) 事件の処理に関する事項

- 1
 - (1) 備付け及び記載内容ともに適正であった。
なお、保管物はなかった。
 - (2) 平成24年9月30日現在で各種事件の新受件数を昨年同期と比較した結果は、下表のとおりである。

	23年	24年	増減	
執イ	31	18	-13	動産執行・動産競売
執ロ	4	10	+6	引渡し・明渡し執行
執ハ	2	2	±0	仮差押・仮処分執行

	○ 執イ、執ロ、執ハ事件とも、予納金の納付後、遅くとも2週間以内には執行に着手しており、遅滞なく順調に事務処理がなされていた。
ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について	ア 平成18年8月に不動産執行事件を本庁に集約しており、現況調査業務はない。
イ 長期未済事件の事務処理状況について	イ 長期未済事件の事務処理状況 平成24年9月末日現在において、受理後1年を超える長期未済事件はない。
(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	(3) 適正に処理されていた。
(4) その他必要と認める事項	(4)
ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について	ア 「執行官の使用車両の駐車禁止除外指定車標章取扱要領」（平成18年7月19日付け）に基づき、標章を携帯するときは執務鞆に入れて保管し、執務終了後又は休日等、標章を執務上の目的で使用する予定がないときは、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXで保管しており、管理・使用状況は適正であった。
イ 情報セキュリティについて	イ 情報セキュリティ関連通達にしたがって適正に管理されていた。また、非公表情報を持ち出す場合の「非公表情報持出許可簿」も備え付けられていた。
2 その他特記事項	2 平成24年4月24日に実施された執行官事務の自庁査察に

	において、平成21年（執口）第14号担保不動産収益執行管理人受任事件の配当計算書に違算と思われる箇所が発見されたものの、その後の精査で誤記であることが確認された。同事件は対象不動産が担保不動産競売事件で売却されたことに伴い、平成24年7月4日に取消決定確定で終局している。
--	---

平成25年2月12日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 三 浦 隆 志

執行官事務査察の結果について（報告）

（平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告）

当庁長岡支部を対象とする標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 判事 三 浦 隆 志

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官	民事首席書記官	山 本 嘉
同	主 任 書 記 官	森 田 啓 裕
同	会計課課長補佐	佐 藤 政 博
同	総 括 執 行 官	西 方 清

3 被査察執行官の氏名

長岡支部執行官	小 野 美 憲
同	戸 川 正 明（平成24年4月から担当）
同	間 鉄 雄（平成24年3月まで担当）

4 査察の年月日及び場所

平成24年12月11日 新潟地方裁判所長岡支部

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

査察事項及び結果

新潟地方裁判所長岡支部

平成24年度査察事項

重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について

イ 長期未済事件の事務処理状況について

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(4) その他必要と認める事項

ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について

イ 情報セキュリティの確保について

査察事項

査察結果

1 重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

1

(1) 備付け及び記載内容ともに適正であった。
なお、保管物はなかった。

(2) 平成24年9月30日現在で各種事件の新受件数を昨年同期と比較した結果は、下表のとおりである。

	23年	24年	増減	
執イ	49	35	-14	動産執行・動産競売
執ロ	30	20	-10	引渡し・明渡し執行
執ハ	0	1	+1	仮差押・仮処分執行

○ 執イ、執ロ事件とも、債権者の都合で着手時期を調整した事件以外は、予納金の納付後、早ければ当日、遅くとも1週間以内には執行に着手しており、迅速に処理されていた。

ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について

ア 別添「現況調査処理状況調査表」のとおりである。

(ア) 平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間の現況調査命令の受理件数は224件であり（ただし、7件については取下げ）、昨年と比較すると約4パーセントの減少となっている。

(イ) 現況調査の着手時期については、1件を除いて受理後7日以内に着手しており、現況調査の着手は極めて良好である。

(ウ) 現況調査報告書の提出状況については、92.6パーセントの事件が期限内に提出されており、期限後1か月以内に提出されたものを含めると97.7パーセントとなる。期限後1か月を超えて提出された3件については、占有者が多数であるものや物件の所在の特定が困難である等の理由によるものである。これらの点については、自庁査察において担当執行官に対して執行裁判所と連絡を密にして処理するよう指示がなされている。

イ 長期未済事件の事務処理状況について

イ 長期未済事件の事務処理状況

平成24年9月末日現在において、受理後1年を超える長期未済事件は、平成20年（執ロ）第1号担保不動産収益執行事件のみである。本件では6か月ごとに配当を実施しているが、申立債権者の請求債権額は元本だけで[REDACTED]となるのに対し、これまで9回の配当期日で申立債権者が弁済を受けた配当額は合計[REDACTED]に止まる。本件不動産に係る担保不動産競売事件の申立てはないことから、今後も長期間に渡って未済事件として係属する見込みである。

なお、管理については、定期的に報告がなされており、問題はない。

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	(3) 事件簿に一部記入漏れがあったが、全般的に適正な処理がなされていた。
(4) その他必要と認める事項 ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について	(4) ア 「執行官の使用車両の駐車禁止除外指定車標章取扱要領」(平成18年7月19日付け)に基づき、標章を携帯するときは必ず執務鞆に入れて保管し、執務終了後又は休日等、標章を執務上の目的で使用する予定がないときは、[REDACTED] [REDACTED]で保管しており、管理・使用状況は適正であった。
イ 情報セキュリティについて	イ 情報セキュリティ関連通達にしたがって適正に管理されていた。また、非公表情報を持ち出す場合の「非公表情報持出許可簿」は備え付けられているが、1件も許可申請はなかった。
2 その他特記事項	2 特になし。

現況調査処理状況調査表（平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した分）

（平成24年9月30日現在）

新潟地方裁判所長岡支部

執行官氏名	受理件数	現 況 調 査 の 着 手 時 期					現 況 調 査 報 告 書 の 提 出 状 況								取 下
		着 手 済				未着手	提 出 済					未 提 出			
		7 日 以 内	14 日 以 内	1箇月 以 内	1箇月 超		期限内	期限後 1箇月内	期限後 2箇月内	期限後 3箇月内	期限後 3箇月超	期限内	期限後		
小野 美憲	96	95	0	0	0	0	89	4	0	0	0	1	1	1	
戸川 正明	52	51	0	0	0	0	51	0	0	0	0	0	0	1	
間 鉄雄	66	62	0	1	0	0	53	7	2	0	1	0	0	3	
後藤 忠賢	10	8	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	2	
合 計 件 数	224	216	0	1	0	0	201	11	2	0	1	1	1	7	
割 合 (%)		100%	0%	0%	0%	0%	93%	5%	1%	0%	0%	0%	0%		

- (注) 1 取下げ分については、着手の有無を問わず、すべて「取下」欄に記入する。
2 割合 (%) は、「受理件数」欄の「合計件数」欄から「取下」欄の「合計件数」欄を減じた数値を母数とし、整数（小数点以下は四捨五入す）で記入する。
3 「未着手」欄及び「未提出(期限後)」欄に計上した事件については、別添の現況調査処理状況報告書に所定事項を記入する。

平成25年2月12日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 大 竹 優 子

執行官事務査察の結果について（報告）

（平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告）

当庁高田支部を対象とする標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 判事 大 竹 優 子

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官 民事首席書記官 山 本 嘉

同 主任書記官 酒 井 達 弥

同 会計課専門職 高 橋 喜代子

同 総括執行官補佐 後 藤 忠 賢

3 被査察執行官の氏名

高田支部執行官 間 鉄 雄（平成24年4月から担当）

同 後 藤 忠 賢（平成24年3月まで担当）

4 査察の年月日及び場所

平成24年12月5日 新潟地方裁判所高田支部

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

査察事項及び結果

新潟地方裁判所高田支部

平成24年度査察事項

1 重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について

イ 長期未済事件の事務処理状況について

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

(4) その他必要と認める事項

ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について

イ 情報セキュリティの確保について

査察事項

査察結果

1 重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

1

(1) 備付け及び記載内容とも適正であった。

(2) 9月30日現在で各種事件の新受件数を昨年同期と比較した結果は、下表のとおりである。

	23年	24年	増減
執イ	16	21	+ 5
執ロ	11	5	- 6
執ハ	0	4	+ 4

→動産執行・動産競売

→引渡し・明渡し執行

→仮差押・仮処分執行

○ 執イ、執ロ、執ハ事件とも、予納金が納められた後、早ければ翌日、遅くとも2週間以内には執行に着手しており、順調に処理されていた。

ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）	ア 別添「現況調査処理状況調査表」のとおりである。 (ア) 平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した現況調査命令の総数は90件であり（ただし、1件については取下げ）、昨年に比べ17件増となっている。 (イ) 現況調査の着手時期については、受理後7日以内に着手した事件の割合が全体の97パーセント（昨年は全件）であり、現況調査の着手は良好である。 (ウ) 現況調査報告書の提出状況については、提出済み件数86件中、期限内に提出されているものが92パーセント（昨年は全件）であった。期限後2か月以内のものは、執行事件記録を検討するに、いずれも提出までの期間に長期を要する相当な理由があると認められることから、概ね迅速に事務処理がなされている。 また、期限を2か月以上超えて提出された事件はなかった。
イ 長期未済事件の事務処理状況	イ 平成24年9月末日現在において、受理後1年を経過した長期未済事件は1件あり、その処理状況は以下のとおりである。 なお、昨年査察時に係属していた平成19年（執ロ）第20号事件は基本事件が取下げられたことにより終局している。 (ア) 平成21年（執ハ）第1号事件 本件は平成21年3月13日に申立てがあった目的不動産（土地及び建物）の執行官引渡、執行官保管等を内容とする占有移転禁止仮処分執行事件である。 平成21年5月21日には建物収去土地明渡しの本案判決がなされ、同年6月18日に確定しているが、申立債権者である国は予算措置が講じられないとの理由で強制執行に至っていない。また、申立債権者は債務者に任意の取り壊しを行うよう交渉しているが、費用面で建物収去は期待できない。進行管理に関しては、定期的に申立債権者に進行状況を照会し、これに対する回答も記録化されているほか、平成24年11月2日には点検をしており、問題はない。ただ、建物の朽廃が著しく、温泉も流しっぱなしであることから、速やかな解決の方策が講じられるよう検討を促した。

(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	(3) 帳簿及び記録等は、[REDACTED]に保管されている。保存廃棄事務に遅滞はなく、適正である。
(4) その他必要と認める事項 ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について	(4) ア 「執行官の使用車両の駐車禁止除外指定車標章取扱要領」(平成18年7月19日付)に基づき、執行のため標章を携帯するときは執務鞆に入れて保管し、執務終了後又は休日等、標章を執務上の目的で使用する予定がないときは、[REDACTED]で保管しており、管理・使用状況は適正であった。
イ 情報セキュリティについて	イ 情報セキュリティに関する対策基準に基づいて事務処理されており、非公表情報持ち出し許可簿も備え付けられ、適正に管理されていた。
2 その他特記事項	2 (1) 現況調査手数料の請求につき、売却単位が複数ある場合には、過請求のないよう留意を促した。 (2) 現況調査報告書の提出が期限内に提出できないと見込まれるときは、執行裁判所へ提出期限の延長許可申請をするよう指導した。

現況調査処理状況調査表（平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した分）

（平成24年9月30日現在）

新潟地方裁判所高田支部

執行官氏名	受案件数	現 況 調 査 の 着 手 時 期					現 況 調 査 報 告 書 の 提 出 状 況								取 下
		着 手 済				未着手	提 出 済					未 提 出			
		7 日 以 内	14 日 以 内	1箇月 以 内	1箇月 超		期限内	期限後 1箇月内	期限後 2箇月内	期限後 3箇月内	期限後 3箇月超	期限内	期限後		
間 鉄雄	50	46	3				39	5	2			3		1	
後藤 忠賢	40	40					40								
合 計 件 数	90	86	3	0	0	0	79	5	2	0	0	3	0	1	
割 合 (%)		97%	3%	0%	0%	0%	89%	6%	2%	0%	0%	3%	0%		

- （注） 1 取下げ分については、着手の有無を問わず、すべて「取下」欄に記入する。
2 割合（％）は、「受案件数」欄の「合計件数」欄から「取下」欄の「合計件数」欄を減じた数値を母数とし、整数（小数点以下は四捨五入）で記入する。
3 「未着手」欄及び「未提出（期限後）」欄に計上した事件については、別添の現況調査処理状況報告書に所定事項を記入する。

平成25年2月12日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 三 浦 隆 志

執行官事務査察の結果について（報告）

（平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告）

当庁佐渡支部を対象とする標記の査察の結果は、下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 判事 三 浦 隆 志

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官 民事次席書記官 植 月 寛

同 会計課専門職 高 橋 喜代子

同 総括執行官 西 方 清

3 被査察執行官の氏名

佐渡支部執行官 宮 腰 義 人（平成24年4月から担当）

同 中 原 太一郎（平成24年3月まで担当）

4 査察の年月日及び場所

平成24年10月18日 新潟地方裁判所佐渡支部

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

査察事項及び結果

新潟地方裁判所佐渡支部

平成24年度査察事項

重点査察事項

- (1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項
- (2) 事件の処理に関する事項
 - ア 現況調査の処理状況（調査着手時期及び報告書の提出状況）について
 - イ 長期未済事件の事務処理状況について
- (3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項
- (4) その他必要と認める事項
 - ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理・使用状況について
 - イ 情報セキュリティの確保について

査察事項

査察結果

1 重点査察事項

(1) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

(2) 事件の処理に関する事項

1

(1) 備付け及び記載内容ともに適正であった。

(2) 平成24年9月30日現在で各種事件の新受件数を昨年同期と比較した結果は、下表のとおりである。

	23年	24年	増減
執イ	2件	2件	±0
執ロ	2件	1件	-1
執ハ	0件	0件	±0

→動産執行・動産競売

→引渡し・明渡し執行

→仮差押・仮処分執行

○ 執イ、執ロ事件とも、予納金の納付後、早ければ即日遅く

	とも10日以内には執行に着手しており、順調に事務処理がなされていた。
ア 現況調査の処理状況(調査着手時期及び報告書の提出状況)について	ア 別添「現況調査処理状況調査表」のとおりである。 (ア) 平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した現況調査命令の受理件数は20件であり、昨年の9件と比較すると約55パーセントの増加である。 (イ) 現況調査の着手時期については、受理後7日以内は15件、14日以内が2件、取下げが3件であり、月2回の本庁執行官のてん補によって事件が処理されている佐渡支部では、着手までにある程度の時間を要することはやむ得ない面があるにもかかわらず、ほとんどが7日以内に着手されており、現況調査の事件処理状況について特段の問題はない。 (ウ) 現況調査報告書の提出状況については、提出済みの17件中期限後1か月以内が2件、それ以外は期限内に提出され、期限後の2件についても物件数が多いものや付属建物数が多いものなどの理由があるものであり、迅速に事務処理がなされている。また、9月30日現在で未提出の事件はない。
イ 長期未済事件の事務処理状況について	イ 長期未済事件の事務処理状況 平成24年9月末日現在において、受理後1年を経過した長期未済事件ない。
(3) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項	(3) 佐渡支部には執行官の事務員が配置されていないため、帳簿、記録等は書記官室で管理されており、[REDACTED]に適正に保管されている。また、保存廃棄事務等についての遅滞もなく、適正に処理されている。
(4) その他必要と認める事項	(4) 特になし。
ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章	ア 佐渡支部には備え付けられていない。

の管理・使用状況
について

イ 情報セキュリティ
について

2 その他特記事項

イ 常勤の執行官はいないため、特に問題となる点はない

2 特になし

現況調査処理状況調査表（平成23年9月1日から平成24年8月31日までの間に受理した分）

（平成24年9月30日現在）

新潟地方裁判所佐渡支部

執行官氏名	受理件数	現況調査の着手時期					現況調査報告書の提出状況								取 下
		着 手 済				未着手	提 出 済					未 提 出			
		7 日 以 内	14 日 以 内	1箇月 以 内	1箇月 超		期限内	期限後 1箇月内	期限後 2箇月内	期限後 3箇月内	期限後 3箇月超	期限内	期限後		
中 原 太一郎	14	10	2	0	0	0	11	1	0	0	0	0	0	2	
宮 腰 義 人	6	5	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	0	1	
合 計 件 数	20	15	2	0	0	0	15	2	0	0	0	0	0	3	
割 合 (%)		88%	12%	0%	0%	0%	88%	12%	0%	0%	0%	0%	0%		

- （注） 1 取下げ分については、着手の有無を問わず、すべて「取下」欄に記入する。
 2 割合（％）は、「受理件数」欄の「合計件数」欄から「取下」欄の「合計件数」欄を減じた数値を母数とし、整数（小数点以下は四捨五入）で記入する。
 3 「未着手」欄及び「未提出（期限後）」欄に計上した事件については、別添の現況調査処理状況報告書に所定事項を記入する。

平成24年6月11日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所執行官監督官 三 浦 隆 志

平成24年度執行官自庁査察の結果について（報告）

標記の査察結果については、別紙のとおりです。

(別紙)

執行官事務査察結果報告書

1 査察官の官職氏名

執行官監督官 三 浦 隆 志

2 補助者の官職氏名

執行官監督補佐官	民事首席書記官	山 本	嘉
同	民事次席書記官	植 月	覚
同	民事訟廷管理官	渡 部	優
同	主任書記官	酒 井	達 弥
同	主任書記官	森 田	啓 裕
同	会計課長	中 村	浩 毅

3 被査察執行官の氏名

執行官	西 方	清 (総括執行官)
同	後 藤	忠 賢 (総括執行官補佐)
同	宮 腰	義 人
同	松 枝	昭 治

4 査察の年月日及び場所

平成24年5月18日, 新潟地方裁判所

5 査察事項

(1) 事件の処理に関する事項

ア 長期未済事件の事務処理状況

平成24年5月17日現在において, 受理後1年を経過した長期未済事件は2件あり, その処理状況は以下のとおりである。

(ア) 平成14年(執口)第49号

本件は, 平成14年4月16日に申立てがあったアパート2棟(入居可能部屋数14室)の賃料収益に対する強制管理事件である。平成24年4

月末日現在の入居者数は7人である。

直近の平成24年3月15日付け弁済金交付計算書によれば、配当実施期間6か月間（平成23年8月1日～平成24年1月31日）の収益金は140万7057円であり、費用や固定資産税等の滞納税を控除した配当に充てるべき金額は99万6406円であるのに対し、申立債権者である新栄信用組合の債権額は約9595万円である。

申立債権者は、平成24年5月15日に本件の全物件について担保不動産競売の申立てをしたことから、同競売事件の進行により売却ができれば、本件担保不動産収益執行事件は、終局を迎えることができる。

定期的に報告がされており、進行管理に問題はない。なお、物件の管理は、補助者である不動産会社に委託して行われている。

(イ) 平成21年（執ハ）第3号

本件は、平成21年5月12日に申立てがあったノート型パーソナルコンピュータ等の執行官引渡、執行官保管等を内容とする占有移転禁止仮処分の執行事件である。

申立債権者から定期的に進行状況についての上申書が提出されており、進行管理に問題はない。申立債権者の平成24年3月23日付け上申書によると、本案事件（当庁平成21年（ワ）第[]号，第[]号）が係属中である。

イ 強制執行事件（執イ）、引渡し又は明渡し事件等（執ロ）、仮差押え又は仮処分の執行事件（執ハ）及び現況調査報告書の処理状況について

（ア）平成22年度、平成23年度及び本年度の新受件数を比較した結果は、次のとおりである。（なお、平成22年度は5月31日現在、平成23年度は5月29日現在、本年度は5月17日現在の数値である。）

	22年	23年	24年
執イ	82	80	29
執ロ	26	42	22
執ハ	1	7	1
現況調査	153	160	156

(イ) 処理状況については、いずれも予納金納付後速やかに執行に着手しており、事件終局後の予納金の還付も速やかに行われている。また、手数料額についても適正であった。

ウ 現況調査報告書の提出状況について

査察日前日における、平成24年度に発令受領された現況調査命令に対する報告書の提出状況を調査した結果は、次のとおりである。

(ア) 受理件数156件のうち、提出期限未到来による未済件数30件を除く126件について、期限内に提出された件数は119件、期限を徒過した件数は7件(うち1件は後記(ウ)の未提出事件)であり、期限内提出割合は94.4パーセント(昨年度は95.8パーセント)であった。期限を徒過した7件のうち5件は10日以内の徒過となっており、10日以内に提出された件数を含めた提出率は98.4パーセントであり、全般的な提出状況は良好といえる。

(イ) ただし、提出期限から1か月以上経過後に提出されていた事案が1件(平成24年(ワ)第22号)あった。相当な理由があつて期限内に提出ができなと見込まれるときは、提出期限の延長許可申請をするよう指導した。

(ウ) 平成24年5月17日現在において、提出期限を徒過した現況調査報告書の未提出事件である1件(平成24年(ワ)第28号)は、対象物件が54件と多い上に、積雪のため本件不動産の立ち入り調査が冬期間できなかったこと、山林、原野を含む広大な土地であること、売却単位につき評価人とのすり合わせが必要であることなど相当の徒過理由があり、5月中に提

出予定(6月6日現在は未提出であり、近日中に提出予定。)となっている。

(2) 帳簿、物品保管票、記録及び簿冊の保管、保存及び廃棄に関する事項

帳簿に一部記入漏れと誤記があった以外は、いずれも適正に処理されていた。

なお、保管物は査察日現在なかった。

(3) 執行官の駐車禁止除外指定車標章の管理及び使用状況

執行のため標章を携帯するときは執務鞆に入れて保管し、また、執務終了後又は休日等で標章を執務上の目的で使用する予定がないときは、

にまとめて保管している。管理及び使用の状況は、取扱要領に従って行われ、適正であった。

(4) 入札書の点検事務の実情

入札者から依頼を受けたとしても、入札書の記載内容を見ることは一切していない。また、封をせずに入札書を持参した場合は、直ちに封をして提出するよう指示しており、適正な処理がなされていた。

(5) 情報セキュリティの確保について

電子情報は、外付けハードドライブに格納して使用している。また、執行官室の各パソコンは、インターネットに接続するケーブルとLANケーブルとを色分けし、インターネット接続の際は外付けハードドライブを外し、ハードドライブを使用する際はインターネットケーブルを外して使用するなど、情報流出防止のための措置を講じて適正に運用されていた。

非公表情報の持出しについては、現在のところない。

(6) 記録等の保管管理状況について

記録等は、各自の責任でに鍵を掛けて保管しており、適切に管理されている。また、最後に帰る職員は、の扉が開いているか確認して退出している。

執行官事務査察結果報告書

1 査察官の官職氏名

新潟地方裁判所三条支部執行官監督官 支部長判事 岡 田 慎 吾

2 補助者の官職氏名

新潟地方裁判所三条支部執行官監督補佐官 庶務課長 大 澤 一 也

新潟地方裁判所総括執行官補佐 後 藤 忠 賢

3 被査察執行官の氏名

新潟地方裁判所三条支部執行官 松 枝 昭 治（平成24年3月31日まで）

同 中 原 太一郎（平成24年4月1日から）

4 査察年月日及び場所

平成24年5月11日 新潟地方裁判所三条支部

5 査察事項及び結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア 執イ、執ロ、執ハ各事件につき、平成23年度、平成24年度の5月10日現在の新受件数を比較した結果は別紙1のとおりである。

イ 現況調査の処理状況については別紙2のとおりである。

I 現況調査の着手時期について、前回の全庁査察時と比較して、受理後7日以内に着手した事件の割合は94パーセントから100パーセントへと改善されていた。

II 調査報告書の提出状況について、前回査察時と比較して、期限内提出が78パーセントから94パーセントへとかなり改善されている。また、期限を越えているものが1件あるが、それも1ヶ月以内に提出されている。

なお、4月30日現在、期限後の未提出が1件あるが、占有者から回答待ちの状態である。

ウ 執イ、執ロ、執ハ事件とも、予納金の納付後、遅滞なく事務処理がなされ

ていた。

エ 受理後，1年を超える未済事件はない。

(2) 記録，調書その他の書類の作成に関する事項

概ね，適正に処理されていた。

(3) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

適正に処理されていた。

(4) 手数料，保管金及び保管物に関する事項

適正に処理されていた。

(5) その他必要と認める事項

ア 執行官の駐車禁止除外指定車標章管理・保管状況

適正に管理されていた。

イ 情報セキュリティの確保について

非公開情報を持ち出す際のUSBメモリーの使用についての「非公開情報
持出許可簿（執行官用）」の用紙が備え付けられていない（旧用紙のままだった）ので，早急に備え付けるよう指示した。

(別紙様式1)

執イ, 執ロ, 執ハの新受件数調査表(1月1日から5月10日まで)

新潟地方裁判所 三条支部

	平成23年度 新受件数	平成24年度 新受件数	増減数
執イ	10	4	-6
執ロ	2	5	3
執ハ	0	1	1
合計	12	10	-2

(別紙様式2)

現況調査処理状況調査表(平成23年9月1日から平成24年4月30日までの間に受理した分)

(平成24年4月30日現在)
新潟地方裁判所三条支部

執行官氏名	受案件数	現況調査の着手時期					現況調査報告書の提出状況								取下
		着手済				未着手	提出済					未提出			
		7日以内	14日以内	1ヶ月以内	1か月超		期限内	期限後1か月内	期限後2か月内	期限後3か月内	期限後3か月超	期限内	期限後		
松枝昭治	31	30	0	0	0	0	28	1	0	0	0	0	1	1	
中原太一郎	5	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	
合計件数	36	35	0	0			33	1	0	0	0	0	1	1	
割合(%)		100%	0%	0%	0%	0%	94%	3%	0%	1%	0%	0%	3%		

(注) 1 取下げ分については、着手の有無を問わず、すべて「取下」欄に記入する。

2 割合(%)は、「計」欄の件数から「取下」欄の件数を減じた数値を母数とし、整数(小数点以下は四捨五入する。)で記入する。

3 「未着手」欄及び「未提出(期限後)」欄に計上した事件については、別添の現況調査処理状況報告書に所定事項を記入する。

(別紙様式3)

長期未済事件調査表

新潟地方裁判所 三条支部

[illegible]

(別添)

現況調査処理状況報告書

執行官氏名 松 枝 昭 治

[平成24年4月30日現在]

区分	事件番号	受理年月日	報告書提出期限	未着手又は未提出の理由
1 ☐ 未着手 ☒ 未提出	24(カ)1	H24.2.29	H24.4.18	占有者からの回答待ち
2 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
3 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
4 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
5 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
6 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
7 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
8 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
9 ☐ 未着手 ☐ 未提出				
10 ☐ 未着手 ☐ 未提出				

(注) この報告書は、執行官ごとに別の用紙を用いて作成する。

平成24年5月10日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所新発田支部長 齊 藤 充 洋

執行官事務の査察等について

(平成7年5月29日付け新地裁総第472号に基づく報告)

標記の査察結果を、別紙のとおり報告します。

√

(別紙)

執行官事務査察結果報告

1 査察官の官職氏名

新潟地方裁判所新発田支部執行官監督官

支部長 齊 藤 充 洋

2 補助者の官職氏名

新潟地方裁判所新発田支部執行官監督補佐官

庶務課長 押 見 文 哉

新潟地方裁判所

総括執行官 西 方 清

3 被査察執行官の氏名

新潟地方裁判所新発田支部執行官 後 藤 忠 賢

同 執行官 宮 腰 義 人 (平成24年3月まで)

4 査察の年月日及び場所

(1) 年月日 平成24年4月24日

(2) 場所 新潟地方裁判所新発田支部執行官室

5 査察事項及び結果

(1) 事件動向

下表のとおりである。前年同期に比べて、執イの減少が顕著である。このような減少傾向が今後も続くものかどうかは、現時点では判断しがたいところである。

(2) 執口の中で、昨年度の本報告書にも記載した不動産収益執行事件1件が係属中である。

	24.4.24現在新受	前年同期新受	平成23年末新受	24.4.24現在未済
執イ	9	16	35	2
執口	5	3	8	2
執ハ	2	2	3	2

(2) 未済事件の状況

ア 執イの未済2件は、いずれも本年4月に申し立てのあった動産執行事件であるが、4月24日現在、執行官予納金の納付が未了な案件である。

イ 執口の未済2件のうち、上記「5(2)」に記載した担保不動産収益執行管理人受任事件1件（進捗状況の詳細は、下記ウ参照）を除く1件は、平成24年（執口）5号動産引渡事件であるが、4月24日現在、執行官予納金が未了の案件である。また執ハの未済2件は占有移転禁止仮処分決定に基づく執行事件であり、既に2月21日執行開始しているところ、本案判決による権利確定に至るまで終局しない案件である。

ウ 平成21年（執口）第14号担保不動産収益執行管理人受任事件は、平成21年6月12日に申し立てされたものであるところ、新発田市内所在の共同住宅（アパー

ト)を目的物件とする事案で差押債権者の請求債権額も巨額(平成24年3月22日配當時の請求債権額は、XXXXXXXXXX)であるうえ、給付義務者も11名と減少(昨年度の自庁査察時点では15名)傾向にあり、加えて担保不動産競売事件が競合(本年5月に期間入札予定)する状況下にある。

もとより、収益執行事件における管理人は、執行裁判所である新潟地裁本庁の執行補助機関として、目的不動産の管理・収益の収受に必要な一切の行為をなすことが求められることから、当該事件の適正迅速処理状況を査察するうえでは、管理人が①目的不動産の現況を正確に把握し、善管注意義務のもと管理業務(目的物の維持、管理、補修等)を遅滞なく遂行しているか否か、②管理補助者との間で適切な連携が図られているか否か、③収益を正確に把握した上で遺漏なく収受しているか、④監督機関である執行裁判所に対して、定められた期間に適切な報告業務を履行しているかが重要項目となると考えられる。

上記②及び③につき、当該記録を査閲する中で不明確な点は発見されなかった。また④につき、現時点で56室中11名の入居者が存するところ、入所者の変動が比較的激しいと思われる当該目的物件においては、給付義務者を正確に把握したうえで、あるべき収益を収受し、かつ支払うべき必要経費を的確に把握して義務履行を行って業務遂行を果たしていくことに多大な労力を要するものと推測されるが、そのような状況下にあつて、管理人は、執行裁判所の定める期間ごとに、担保不動産収益執行管理人事務報告提出を適切に履行している。

上記①について、平成23年9月20日に実施した配当計算書上の違算を発見した。この違算となった経緯等について、宮腰執行官作成にかかる平成24年4月27日付け「配当計算書の誤計算についての報告書」が新潟地方裁判所不動産執行係に提出された。同報告書によれば、当該過誤は「違算」ではなく単なる数値の「誤記載」であり、従つて配当実施額や管理人が保管すべき敷金合計額に誤りはないとのことである。しかしながら、管理人が保管すべき正確な敷金合計額は、新潟地方裁判所平成21年(ケ)第140号事件の精査結果を待たなければならないと思われる。故に上記①の「管理業務の適正性」については不明である。

今後の当該事件終局の見通しについては、平成22年2月26日と9月28日、平成23年3月24日と9月20日、本年3月22日に配当を実施しているが、その都度配当原資となる収益額が減少(2月26日が約1600万円、9月28日が約1000万円、平成23年3月24日が約797万円、9月20日が約447万円、本年3月22日が約334万円)していることから、前記の競合する担保不動産競売事件による売却がなされない限り、終局予定を想定することは困難な状況下にある。このような状況下で、前記のとおり定期報告書も提出期限を遵守して提出がなされている。

当該事件が上記進捗状況にあることに鑑みれば、同事件は、上記の「管理人が保管すべき敷金合計額が不明」である点を除けば、概ね適正に処理が進行中であるものと評価できる。

(3) 帳簿諸票等の備付け、作成状況

昨年度の全庁査察の結果として作成された「査察事項及び結果」にも記載されてい

るが、同査察以降も帳簿諸票の締め記入漏れ、及び書き損じの担当者の押印漏れ等のいわゆる「ケアレスミス」もなく、良好な処理がなされている。

(4) 執行官の常駐廃止に伴う新態勢の状況

昨年4月1日より常駐廃止により新態勢（てん補処理態勢）に変更されたところであるが、執行官及び事務員は定められたてん填日には当支部執行官室で執務を行っている。これに加えて執行官は、必要に応じて上記てん填日以外にもてん補処理を行っている。このような適切な執務処理態勢を堅持する姿勢が奏功してか、事件当事者を含む利用者らから特段クレームが出ることなく、常駐廃止前と何ら遜色のない事務処理が実現されているものと認識している。

また、常駐廃止以降に当支部内執行官室宛の郵便物も多くなり、現在のてん補処理態勢を維持するために要する当庁の事務負担も殆どないといっても過言ではない状況にある。

以 上

平成24年5月22日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所長岡支部長 納 谷 肇

執行官事務自庁査察の結果について

(平成7年5月29日付け新地裁総第472号に基づく

報告)

標記の査察の結果については、別添のとおりです。

執行官事務自庁査察結果報告書

1 査察官の官職氏名

新潟地方裁判所長岡支部執行官監督官

支部長 納 谷 肇

2 補助者の官職氏名

新潟地方裁判所長岡支部執行官監督補佐官

庶務課長 吉 澤 茂 樹

新潟地方裁判所

総括執行官補佐 後 藤 忠 賢

3 被査察執行官の氏名

新潟地方裁判所長岡支部

執行官 小 野 美 憲

執行官 戸 川 正 明 (4月1日から)

執行官 間 鉄 雄 (3月31日まで)

4 査察の年月日及び場所

平成24年5月17日 新潟地方裁判所長岡支部

5 査察事項及び結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア 新受件数及び未済事件数

(ア) 平成23年度及び平成24年度の査察日前日現在の新受件数は次のとおりである。

	平成23年	平成24年	増減
執イ	34	18	-16
執ロ	18	11	-7
執ハ	0	0	±0

(イ) 査察実施日前日現在の未済事件数

- 動産執行事件（執イ）については、今年度査察日前日までに18件の申立があり、すべて既済であった。

なお、うち7件は予納金の納付が遅かったため（いずれも[REDACTED]申立）、その処理に1か月以上を要したが、その他の11件は1か月以内に適正迅速に処理されていた。

- 引渡・明渡執行事件（執ロ）については、今年度査察日前日までに11件の申立があり、うち8件が既済であり、いずれも適正迅速に処理されていた。

- 保全執行事件（執ハ）については、今年度査察日前日までに申立はない。

イ 申立後1年を超える事件の状況

平成20年（執ロ）第1号担保不動産収益執行事件（基本事件平成19年（ケ）第194号、平成20年1月17日開始決定及び管理人選任）があるが、管理、収益、配当継続中で執行裁判所への管理状況は3ヶ月ごとに報告されており、事務処理は適正になされている。

ウ 現況調査報告書の提出状況

査察日前日現在の現況調査報告書未提出件数は22件（間4件、戸川3件、後藤1件、小野14件）あり、うち提出期限を経過したものが2件（いずれも間、）あり、その状況は添付の間執行官作成の上申書のとおりである。

間執行官に対しては、執行裁判所と連絡を密にして事務処理を行うよう指示した。

現況調査命令件数は今年度査察日前日現在で80件で、去年同期（102件）と比べ22件減少している。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

適正に処理されていた。

(3) 帳簿及び物品保管票の備付け及び使用に関する事項

適正に処理されていた。

(4) 手数料及び費用の算定及び請求に関する事項

適正に処理されていた。

(5) 予納金、保管金及び保管物に関する事項

適正に処理されていた。

(6) その他必要と認める事項

(ア) 執行官の駐車禁止除外指定車標章管理・保管状況について

適正に処理されていた。

(イ) 入札書の点検事務の実情について

適正に処理されていた。

(ウ) 情報セキュリティの確保について

戸川執行官が[]に転入したが、「裁判所外での情報処理の許可及び裁判所支給外端末による情報処理の許可申請書」を提出して許可を受けている。

「非公表情報持出許可簿」は備え付けてあるが、1件も許可申請はなされていない。

今後とも非公表情報の持出しをする場合には実施要領に基づく手続を経た上で行うよう指導した。

平成24年5月19日

新潟地方裁判所長岡支部庶務課長 殿

新潟地方裁判所長岡支部執行官 間 鉄 雄

上 申 書

期限が徒過している現況調査事件の遅延事由及び今後の処理方針については次のとおりです。

1 平成24年(ケ)第16号事件

本件は長岡市東坂之上町のビル一棟の申立て。占有者多数のため提出が遅れていたが、平成24年5月19日提出済。

2 平成24年(ケ)第9号事件

本件は19物件(売却単位7個(AないしG))に分割される事案。

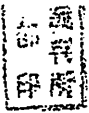
- ① A物件については、本件土地が国道8号線の道路敷に供されており、土地の範囲が明確でないことから、長岡国道管理事務所に出向き、道路図面を確認したが、当該物件の図面がなく、物件の特定に至っていない。
- ② B物件については調査がすべて完了した。
- ③ C物件については調査がすべて完了した。
- ④ D物件については調査がすべて完了した。
- ⑤ E物件については本件土地上に目的外建物が存在し、目的外建物の所有者に対し本件土地の借地契約の内容に関する照会書を送付するも回答がない。土地所有者に対して聴取調査を行ったが、目的外建物の占有権原は不明(分からない)であることから再度目的外建物の所有者に対し確認作業を行っている。
- ⑥ F物件については、本件土地の地中に灯油タンクが埋設されていて、柏崎市消防本部にタンクの埋設場所等の埋設図面を請求中。柏崎市消防本部から図面等

が到着次第、報告書を提出する予定。

⑦ G 物件については調査が完了した。

上記②,③,④,⑦については5月末ころまでに報告書を提出する予定。

上記①,⑤,⑥については6月中ころまでに報告書を提出する予定である。



平成24年5月23日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所高田支部長 外 山 勝 浩

執行官事務の自庁査察結果について（報告）

標記の査察結果については、別添のとおりです。

執行官事務査察結果報告書

1 査察官の官職氏名

新潟地方裁判所高田支部執行官監督官 支部長判事 外 山 勝 浩

2 補助者の官職氏名

新潟地方裁判所高田支部執行官監督補佐官 庶務課長 尾 崎 睦 子

新潟地方裁判所総括執行官 西 方 清

3 被査察執行官の氏名

新潟地方裁判所高田支部執行官 後 藤 忠 賢 (3月31日まで)

同 間 鉄 雄 (4月1日から)

4 査察年月日及び場所

平成24年5月22日 新潟地方裁判所高田支部

5 査察事項及び結果

(1) 事件の処理に関する事項

ア 現況調査及び執イ、執ロ、執ハ各事件の本年5月22日現在の新受件数と平成22年度、平成23年度の同時期における新受件数の比較は別紙1のとおりである。

イ 長期未済事件調査表は別紙2のとおりである。

ウ 現況調査は受理後速やかに着手されて期限内に提出されており、期限未到来による未済事件10件以外に現況調査報告書の未提出事件はない。

(2) 記録、調書その他の書類の作成に関する事項

事件記録の記載について、誤記・記入漏れが多少あったが、ほぼ適正に処理されていた。

(3) 帳簿等の保管、保存等に関する事項

に保管されており、保存廃棄事務にも遅滞はない。

(4) その他の査察事項については適正に処理されており、特に報告事項はない。

1 現況調査の新受件数調査表

庁名 新潟地方裁判所 高田支部

	平成22年度 新受件数	平成23年度 新受件数	平成24年度 新受件数	昨年比	昨年度未済
現況調査	34	26	39	13	0

2 執イ、執ロ、執ハの新受件数調査表

	平成22年度 新受件数	平成23年度 新受件数	平成24年度 新受件数	昨年比	昨年度未済
執イ	18	14	4	-10	0
執ロ	9	2	3	1	1
執ハ	0	0	3	3	1
合計	27	16	10	-6	0

収益執行

仮処分

平成24年5月22日現在

[illegible]

(組ろー 05)

平成24年6月1日

新潟地方裁判所長 殿

新潟地方裁判所佐渡支部

執行官監督官支部長 川 崎 直 也

執行官事務査察の結果について

(平成7年5月29日付け総第472号に基づく報告)

当支部を対象とする標記の査察の結果は下記のとおりです。

記

1 査察官の官職氏名

新潟地方裁判所佐渡支部執行官監督官

支部長 川 崎 直 也

2 補助者の官職氏名

新潟地方裁判所佐渡支部執行官監督補佐官

庶務課長 蘆 田 礼 司

新潟地方裁判所総括執行官 西 方 清

3 被査察執行官の氏名

新潟地方裁判所佐渡支部執行官 中 原 太一郎

同 官 腰 義 人

4 査察の年月日及び場所

平成24年5月24日 新潟地方裁判所佐渡支部

5 査察事項及び結果

別紙のとおり

(別紙)

1 重点査察事項

(1) 事件記録等，帳簿諸票の備付け，使用及び廃棄に関する事項

(2) 事件処理に関する事項

ア 執イ，執ロ，執ハ事件の処理状況について

イ 現況調査の処理状況について

(3) その他必要と認める事項

入札書の点検事務の実情について

2 査察結果

(1) 事件記録等，帳簿諸票の備付け，使用及び廃棄に関する事項

不動産等売却事件簿に期間入札を選択すべきところを期日入札を選択する誤記等があった。そのほかの事件記録等，帳簿諸票の備付け，使用，廃棄は適正に行われており，特段問題となる事項はなかった。

(2) 事件の処理に関する事項

査察日の前日現在で各種事件の新受件数を平成22年度，23年度と比較した結果は次のとおりであり，24年度についてはいまだ執イ，執ロ，執ハ事件の申立てがない。また，現況調査は，昨年から反転増加している。

	22年	23年	24年	昨年比	未 済
執イ	3	1	0	-1	0
執ロ	0	1	0	-1	0
執ハ	0	0	0	0	0
現況調査	10	4	7	3	1

ア 執イ，執ロ，執ハ事件の処理状況について

平成23年10月6日（平成23年度の全庁査察日）から査察日前日までの間に受理した総数は，平成23年（執イ）第3号動産執行事件及び平成23年（執ロ）第3号引渡執行事件の2件であった。

両事件とも、予納金が納められた直後のてん補期日（1週間以内）に着手しており、執行の着手に遅滞はなかった。また、事件の終局、予納金の返還に至る事務処理の過程においても遅滞は見られなかった。

イ 現況調査の処理状況について

平成23年10月6日から査察日前日までの間に受理した現況調査命令の総数は14件であり、うち13件が提出済みであった。

いずれの事件も概ね1週間程度で着手されており、良好な事務処理といえる。また、報告書の提出について、期限を途過したものはなかった。未提出の1件は提出期限を迎えていない。

(3) その他の事項

入札書の受付は主に地裁の事務官が担当しているが、事前に入札書の形式的記載部分について指導するのみであり、記載済みの入札書は点検することなく封筒のまま、期間入札受付簿に登載の上、執行官室の[REDACTED]に保管しているとのことであり、適正な処理がなされていた。

3 その他特記事項

特にない。